

〈論文〉

1930年代前半の奄美で交錯する救済と軍機保護

鳥山 淳

はじめに

砂糖生産の拡大によって近代化の道すじを切り開こうとした沖縄と奄美は、第一次大戦後の世界的な糖価暴落・低迷を受けて1920年代に大きな危機に直面し、国家による救済を訴える立場に置かれることになる。1926年に帝国議会で「沖縄県救済ニ関スル建議」が採択され、5ヵ年間の産業助成費の支出が決定すると、同年の鹿児島県会で「大島救済ニ関スル建議」が可決され、29年度から国庫補助を得て5ヶ年間の大島郡産業助成計画が始まった。そして32年に内務省所管の調査会で検討された沖縄の振興計画は、翌年度から予算化され、「沖縄県振興十五ヵ年計画」として開始された。そのすぐ後を追うかたちで検討された大島郡振興計画は、同様に内務省所管の調査会で検討された後、35年度から10ヵ年計画で開始されている¹。

この時期の奄美において、救済策を求める声の高まりとともにせり上がってくるのが、奄美大島南部の古仁屋に要塞司令部を開設していた日本軍との関係である²。その連関のあり方を捉えるために、1930年代前半の奄美における国庫補助獲得の請願運動と、軍機保護を強化しようとする日本軍の方針とが交錯する地点に目を向けることが、本稿の主題である。その際の視点についてあらかじめ付言すると、その交錯点において救済の請願と軍機保護の要請との間に一定の親和性あるいは相互補完性が存在していたことを確認するのが本稿の目的ではない。救済策が実行に移されるという希望が軍機保護という名の住民監視とともに到来するとき、すでにそこには軍事の論理が島々を呑み込みながら救済を葬り去っていく予兆が刻まれている。そして考えなければならないのは、その暗い予兆を抱えながら生成していく救済の希望という問題であり、そのための端緒を見出すことが本稿の目的である。

¹ 昭和戦前期における奄美救済策については、西村富明『奄美群島の近現代史』（海風社、1993年）第3章が詳しい。西村は主として鹿児島県会での議論を参照しながら、大島郡産業助成計画から大島郡振興計画へと展開していく救済策の流れを提示している。本稿は、計画の立案過程と事業予算額に関する西村の研究をふまえて、その計画を実施に移すうえで不可欠の前提となっていた国庫補助の獲得をめぐる動きに注目する。なお国庫補助の獲得に関しては、同時期に全国的に展開された時局匡救事業が重要な契機となっていた。吉田慶喜「奄美における明治地方自治制の成立過程」『奄美郷土研究会報』第23号（1983年）および東健一郎「昭和恐慌期の農村救済策」同27号（1987年）はその点を明確にしながらか奄美での救済策を説明しており、本稿もその研究から示唆を得ている。

² 陸軍の奄美要塞は1921年に着工されたが、防備制限条項を含むワシントン条約の成立を受けて翌年に工事が中止され、古仁屋に要塞司令部が開庁されるにとどまった。その後、41年に海軍の大島根拠地隊が編成され、防備隊と通信隊が置かれた（防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 沖縄方面海軍作戦』朝雲新聞社、1968年、16～17頁）。

1 国庫補助請願における軍部との接点

鹿児島市の奄美社が発刊していた月刊誌『奄美』の1932年9月号の巻頭には、次のような文章が掲載されている。

未だ曾って一路の国道なく、一個の国費港なき不遇なりし大島に、一事に港湾、道路、治水などの国費施設が恵まれることとなり前途に光明を認めた。(中略)今回時を得て始めて国家がこの交通土木施設に手を染める事となりたるは、独り関係町村民の喜びとすべきのみならず、正に郡民の記憶に値し、わが大島開発史上に特筆さるべき画紀的施設であると称へてよい。(中略)疲弊窮乏の訴へは大島の積年の叫びで、その救済運動は大島にとって欠くべからざる重大行事と化してゐたが、未だ十分に政府を動かすに足らなかったが最近に至りかゝる叫び、かゝる運動は漸く全国的となり、遂に政府を動かし、今日の時局匡救対策の実現を見るまでに漕ぎつけ、延いて大島としても空前の土木施設が恵まれ、ために多年の間救済運動の本家の如き観ありし大島にとっては一部本望を遂げたといふ形である。³

1932年度の公共事業では、全国的な農村窮乏化に対する応急的な措置として、窮乏農民への賃金散布を主目的とする時局匡救農村振興土木事業が新設され、道路・河川・港湾を中心とする農村公共事業が大規模に実施されることになった⁴。そのとき衆院議員の金井正夫は、32年6月に第62回帝国議会で可決された農村救済決議を受けて、「疲弊困憊の極に沈淪する我が大島郡を救済する可きは此の機会を措いて他にない、郡民の奮起すべき絶好の機会なり(中略)吾々の叫びを政府当局に反映せしむる郡民運動を起す事を最も必要なり」と考え、県会議員や町村長などに「檄」を発するとともに、郡内外で座談会や郡民大会を開いて、同年9月の第63回帝国議会に向けた請願運動を展開していった⁵。金井は政友会の「雪害地並に離島に関する特別委員会」に所属して「大島の国庫全額補助」を主張し、予算委員会で政府から全額補助の言質を得ると、「同じ鹿児島県内でも大島郡丈は他郡に比し其補助額の増加を見た」旨を鹿児島県知事に打電して、手厚く予算配分するよう釘を刺した⁶。

そこで獲得された国庫補助の内容は、「さればとてこの施設によって忽ち大島の交通が完備し、大島の窮乏が救済されるものでないことはいふまでもなく、これは単に郡民要望の小部であり、只国家施設の端緒を見るに過ぎない」ものではあつたが⁷、それまで頓挫を繰り返してきた道路・港湾事業に対する国庫補助が実現したという意味で、また28年度以降の糖業改良事業や大島郡産業助成計画によって着手されていた救済策を本格的な振興計画に

³ 「国費土木請願達成」『奄美』1932年9月号、2頁。

⁴ 加瀬和俊『戦前日本の失業対策 救済型公共土木事業の史的分析』（日本経済評論社、1998年）第10章を参照。

⁵ 「大島問題報告」『奄美』1932年10月号、15頁。

⁶ 同16頁。

⁷ 「国費土木請願達成」『奄美』1932年9月号、2頁。

拡大していくという意味で、重要な「端緒」として受け止められた。

この請願運動において金井議員をはじめとする関係者は、匡救事業を所管する内務省だけではなく、軍部に対して積極的に働きかけている。名瀬町長の先導で発足した期成同盟会は、「近く上京して内務、大蔵、陸軍三大臣に請願を試み秋の臨時議会に提案を試みるころまで漕ぎつけんとする意気込み」で活動を開始し、また荒木陸軍大臣に面会した金井は、「第六師団長当時大島を視察せられ居る関係上大島の疲弊せる事情を知悉せられ居る為め是非此機会に具体案を作成し提出致してはとの事に候」と報告している⁸。

そして8月上旬に上京した町村長らは、金井とともに内務省で道路課の担当官と面会して、「軍事国道開鑿問題は陸軍省防備課よりも要求があるから一部本年度予算に計上せらるゝかと思ふ。幸ひ大蔵省方面の諒解を得れば本年度に於てやとその緒に就くかも知れぬ」という「打明話」を聞き、続いて陸軍省防備課では、「本年度に於て要求せる軍事国道中大島の軍事国道は最も緊急を要するものなりとして内務省にも要求しつゝあるが今後更に強調せむ」との回答を得ている⁹。さらに町村長らは8月27日に官邸で陸軍大臣に面会し、「請願事項は陸軍省の主管に非ずと雖も、出来得るだけ尽力すべし。これまでも話しはしてあるが、従来の因襲もあって捗々しく行かぬけれども、更に一段の助言をなすべし」という「好意」を得ることになった¹⁰。

なお上京後の海軍に対する請願活動については不明だが、この年の5月から7月にかけて少なくとも5つの請願書が海軍大臣宛に提出されていたことが確認できる¹¹。その一つである「国道開鑿請願書」（1932年7月14日、東方・実久・鎮西・西方・宇検の5村長から海軍大臣宛）には、次のように記されている。

農村経済ノ窮状今ヤ其ノ極度ニ達シ将ニ郡民生活ノ脅威ヲ招来シツゝアリ茲ニ此ノ苦境ヲ免レントシテ数年来郡外出稼者累加ノ状態ヲ呈シツゝアリト雖モ其ノ成績香シカラズ敗軍ノ将兵ヲ収メテ帰農スルモノ年々尠少ナラズ本郡ノ事態已ニ如スク今ヤ政府ノ救助ヲ仰ガスンバ到底起ツ能ハサル窮状ニ逢着シツゝアリ（中略）根本的の地方開発ヲ促シ産業経済ノ振興促進ヲ図ラント欲セバ交通運輸ノ道ヲ開拓スルヲ以テ急先鋒トシ就中本郡ノ如キ地理的ニ恵レズ偏在隔離セル地域ニ於テ一層其ノ必要ヲ痛感スルモノナリ（中略）而モ当地方ハ軍事上枢要ノ地位ニ在リ殊ニ本線路ハ国防上最モ緊要ナル関係ヲ有スルヲ以テ之ガ開鑿ハ啻ニ殖産興業ニ寄与スル而已ナラズ国家有事ニ貢献スル処蓋シ偉大ナル

⁸ 「土木国営請願」および「郡民各位に懇ふ」同1932年7月号、2～3頁。

⁹ 「請願経過第二情報」同1932年8月号、27頁。

¹⁰ 「請願経過第三情報」同1932年9月号、17～18頁。

¹¹ 「県道改修費国庫補助並ニ国道開通請願書」、「名瀬港修築請願書」、「鹿児島県大島郡国県道開通並名瀬港修築ニ付願書」、「国道開鑿請願書」（以上4件は「第1678号7. 5. 6 田浦町道路改修工事に関する件（1）」JACAR〔アジア歴史資料センター〕ref.C05034503500所収）および「大島郡救済ニ関スル陳情書」（「目次 公文備考昭和10年J警戒計画 巻14（1）」JACAR ref.C05034504100所収）。

モノアルヲ信ズ¹²

このころ陸軍軍務局防備課長は、古仁屋要塞周辺の軍事国道について、「内務省に交渉し今回予算を計上させ大蔵省に提出させた。全国的に見て第二番目に位する重要道路として極力主張した結果内務省を動かしたのであるから大丈夫実現出来ると思ふ」と語ったうえで、「古仁屋、名瀬間の県道及名瀬の築港も当然並行的に着手すべきものとは考へるが、管轄外だからそれに対して軍部として直接内務、大蔵両省に交渉する訳には行かぬ。然し之等も一面失業救済事業としても速に着手しなければならぬのだから郡の方々は一一致して促成運動をする必要がある」と述べており、陸軍として交渉する権限を持たない事業についても強い関心を表明していた¹³。このような発言を紹介しながら、『奄美』の記事は名瀬港修築事業の国庫補助獲得について次のように述べている。

たとひ小規模にして理想にはあらずるにせよ同港修築及新川治水両工事が同時に認められたることは名瀬町の大福音に相違なくその請願の衝に当った伊東町長ら及金井代議士の苦心は並大抵でなく、その功績は永久に町民の記憶に残るであらう。と同時に別項東京通信にもある如く大島の国防的地位が此福音をもたらすに有力な原因をなし、軍部の応援が内務当局を動かすに与って力あったことをも忘れてはならん。¹⁴

実際に「軍部の応援」がどのように行われ、どれだけの効果を発揮したのかは不明であるが、「国防的地位」によって国庫補助の獲得という「大福音」がもたらされたという認識が関係者の間に生じていたことを物語る文章である。そして問題は、その「大福音」とともにどのような関係性が軍民間に生起し、「国防的地位」の内実がどのように充填されていったのかという点にある。

2 救済と軍機保護の交錯点

奄美の道路事業等に対する国庫補助が決定した直後の1932年9月27日、陸軍の軍事課で「軍機保護上奄美大島住民指導要領」と題する文書が作成されている。その全文は、次の通りである。¹⁵

¹² 前掲「国道開鑿請願書」。

¹³ 「郡国道促成に軍部が力瘡」『奄美』1932年9月号、18頁。1919年公布の道路法によって「主トシテ軍事ノ目的ヲ有スル」国道の建設費用は全額国庫補助とされ、同年に認定された軍用国道には奄美要塞地帯の路線が含まれていた（北原聡「道路と陸軍」『関西大学経済論集』第55巻3号、2005年）。

¹⁴ 「国費土木請願達成」同2頁。

¹⁵ 「軍機保護上奄美大島住民指導要領」（「7. 9. 29 奄美大島方面カトリック宣教師の軍探行為取締に関する件」JACAR ref. C05022285200 所収）。

軍機保護上奄美大島住民指導要領 昭和七、九、二七 軍事課

指導方針

陸軍トシテハ関係各部隊ヲ督励シ且地方庁ト連絡シ奄美大島住民ノ思想善導特ニ国防思想ノ普及徹底ニ努メ以テ住民各自ノ自省心ヲ喚起セシムルト共ニ一方同島住民ヲシテ其ノ生ニ安ンセシメンカ為ニ関係各省ト協力シ島内文化ノ向上ヲ期シ併セテ島内警察ヲ嚴ニシ以テ法ノ適用ニ依リ徹底的且峻厳ナル軍機保護ノ実効ヲ収ム

実施要領

一、国防思想ノ普及

主トシテ第六師団ニ於テ担当シ師管内国防思想普及ニ際シ某期間特ニ奄美大島ニ重点ヲ指向セシム

イ、関係歩兵聯隊、聯隊区司令部、中学校配属将校、在郷軍人会ノ指導督励

ロ、演習、講話ノ実施、点呼、査閲時ノ利用特ニ時期ヲ選定シ同島ニ於ケル演習ヲ実施シ此期ニ於テ講話等ヲ併セ行ヒ住民ヲシテ漸次国家意識ヲ覚醒セシメ国防智識ヲ得セシムル如ク努力ス之カ為メ要スレハ第六師団ニ対シ經費ヲ増額スルコトアルヘシ

附言、本項実施ノ為メニハ特ニ中央部トシテ左ノ点ニ留意スルヲ要ス

イ、関係各実施部隊長以下ノ人選

ロ、在島将校以下特ニ下級者ノ給与改善

尚同島官公吏ノ人選ニ就キ地方庁ト共ニ慎重ナル銓衡ヲ要ス

二、同島文化程度ノ向上

主トシテ地方長官ノ活動ニ俟ツモノ多キモ陸軍トシテハ左記各項ニ依リ各関係主務省ト連絡シ之カ促進ヲ期ス

内務省 道路、港湾ノ施設、病院ノ建設

大蔵省 金融機関ノ完備

文部省 教育ノ施設、方法ノ改善、教育者ノ人選

農林省 産業ノ開発

三、法ノ適用

1、宣教師ノ軍機保護法其他ノ違法行為ノ探知摘発

2、加持〔特ノ誤記か一引用者注〕力信者ノ言動ヲ探索シ違法行為特ニ軍機保護法違反事項ノ防遏摘発

之レカ為メニ主トシテ憲兵、地方警察官ノ協力ニ依ル活動ニ俟ツヘキモノナルモ要塞職員其他島内官民一致協力シテ此等不祥事ノ防遏ニ努ムルト共ニ一度違法行為ヲ発見スルニ於テハ毫モ情状等ヲ酌量スルカ如キコトナク峻厳ナル法ノ適用ニ依リ之レヲ処断シ以テ禍根ヲ将来ニ胎スコトナカラシム

冒頭の「指導方針」で示された「国防思想ノ普及徹底」、「島内文化ノ向上ヲ」、「法ノ適用」という要点は、その後続く「実施要領」の三項目に対応している。その第三に掲げられた「法ノ適用」は、明確にカトリック宣教師および信者を標的にしており、この時期から奄美大島で激化するカトリック排撃運動の背景を考えるうえで重要な記述である。¹⁶

しかしそれと同時に、この文書が「住民ノ思想善導特ニ国防思想ノ普及徹底」の手段として現地での軍事演習を立案し、さらには「住民ヲシテ其ノ生ニ安ンセシメンカ為」に「島内文化ノ向上」を唱えている点にも注目しなければならない。たしかに「峻厳ナル法ノ適用」という点で見れば、その標的はカトリック宣教師と信者に限定されているようにも見えるが、「住民指導要領」という文書の名称が示唆している通り、軍機保護の徹底に向けて「指導」すべき標的は全住民なのである。

この「指導要領」に関して海軍の文書は、宣教師らが「島民極度ノ疲弊ニ乗ジ其ノ財力ヲ以テ社会事業等ト藉口シ各種施設ヲナシ着々勢力ヲ扶植シツヽアリ」という認識を述べたうえで、「同島文化程度ノ向上」については「速急ノ実現ハ困難ナリト認ムルモ同方面ノ実状ヨリ見テ宣教師一派ノ島民懐柔策阻止ノ根本対策ト認メラルルヲ以テ陸軍ト協力其ノ実現ヲ促進ス」と評価している¹⁷。

そしてその論理は、軍部に対する請願活動において奄美の関係者が語っていた言葉と重なり合う部分を持っていた。同年7月から8月にかけて東京で救済事業費の請願活動を行った名瀬町長の伊東義尚は、その経緯を振り返って次のように語っている。

¹⁶ 1933年に激化した大島高等女学校廃校運動については、平山久美子「昭和前期・鹿児島のカトリック高等女学校圧迫問題の研究（1）（2）」『鹿児島純心女子短期大学研究紀要』第23号（1993年）・第24号（1994年）、同「資料・解題 大島高等女学校の廃校問題に関する文部省資料」『地域・人間・科学』第2号（1998年）、同「大島高等女学校廃校問題の一背景」『鹿児島純心女子短期大学研究紀要』第37号（2007年）が、資料の翻刻とともに詳しく記述している。

翌34年の警備演習（後述）と連動したカトリック排撃については、太田淑子「奄美大島におけるカトリック弾圧」（『キリシタン文化研究会報』第26年第3・4号、1987年）および須崎慎一『日本ファシズムとその時代』（大月書店、1998年）が詳しく記述しているが、その視点はカトリック教徒に対する弾圧策に向けられており、全住民に対する監視・統制が要請されていたことへの関心は明確ではない。なお谷大二「奄美のカトリック迫害・上智大学生神社参拝事件とカトリック教会の対応」（日本カトリック正義と平和協議会編『奄美でカトリック排撃運動はなぜ起こったのか』カトリック中央協議会、2014年）は、本稿で引用している「軍機保護上奄美大島住民指導要領」を一部抜粋して、排撃運動の背景にあった「軍機保護」の論理に言及している。

また前掲の須崎論文がカトリック教の全国的な「転換」の端緒として奄美の排撃運動を位置付けているほか、駒込武『世界史のなかの台湾植民地支配』（岩波書店、2015年）は台湾におけるキリスト教排撃への連なりを視野に入れながら、大島高等女学校廃校運動に言及している。

¹⁷ 「奄美大島方面カトリック宣教師ノ軍探行為取締ニ関スル件」（前掲「7. 9. 29 奄美大島方面カトリック宣教師の軍探行為取締に関する件」所収）。

内務当局は首尾よく諒解を求めたが、大蔵大臣が却々の難関で頭から反対し、これには一時失望したこともあったが、再度の大臣面会の際詳細に亘って大島の窮状を訴へ更に陸軍省海軍省参謀本部等に陳情して軍部からも大蔵省にうったへて貰ふた。(中略) 陸軍省の桑原大佐、海軍省の寺島少将参謀本部の小畑少将など非常に好意を持ってくれたが、私は名瀬港の修築の必要を「万一の場合奄美要塞が敵から包囲されたら兵員、軍需品の唯一の上陸地点は名瀬港である、大島の疲弊が顧みられず銃後の人に恒産なく恒心なくば万一の場合に国防の第一線を遁げ出すかも知れん」などゝ説いたものである。¹⁸

救済事業の柱の一つである名瀬港修築の必要性を訴える伊東は、奄美要塞の「包囲」という有事における名瀬港の軍事的必要性を説くと同時に、「疲弊」のままに放置された住民が「万一の場合に国防の第一線を遁げ出す」という懸念を軍に突きつけている。それは、有事における軍民関係という想定を織り込むことによって、奄美の救済と軍機保護との交錯点を明確に提示しようとする振る舞いであったと言えるだろう。

この年の12月に東京で開催された「時局大講演会」では、荒木陸軍大臣が「国防の第一線たる奄美大島諸島に港湾道路通信の設備を完成することは単り大島救済にあらずして実に、帝国の安全を期する所以である」と演説し、奄美の関係者の間に「陸相の此言は必ずや政府並に国民を動かし今後の大島郡救済振興問題は朝野関心の焦点となる」という期待感を生み出した¹⁹。

3 奄美要塞司令官の振興論と大島高女廃校運動

1932年12月に奄美要塞の新司令官として来島した下村義和は、その直後から奄美の振興について積極的に発言し、その内容は翌33年の雑誌『奄美』に繰り返し掲載された。まず3月号掲載の「産業振興に対する卑見」(2月9日の大島振興調査会における演説)で下村は、「国防の観点から産業並に経済とは付即不離一心同体の関係」であるとしたうえで、「本郡の出稼者出居留者の体格」すなわち「本郡壮丁の体格」を問題にし、「身体を毀して都会地の悪習を持って帰る事に就ては深甚の考慮を要する」と訴えている²⁰。若年層の出稼ぎについては、同号および4月号に掲載された「奄美大島の産業開発に対する所見」でも中心的に論じられており、その弊害について下村は次のように述べている。

郡民の郡外移住は、之を防止すべきや否や、之も亦一概に何れと決せらる性質のものではないが、今日では其事が郷土疲弊の最も重大な原因となつてゐることを遺憾とする。青年が郡外飛躍によって自家を、又部落を村を裕福ならしむるの事実を認むるが、其一面には腕を持たない青年が京阪地方に飛出して、単なる労働を以て腕のある内地人と拮抗し、

¹⁸ 「重要懸案解決の経過と喜びを伊東名瀬町長語る」『奄美』1932年9月号、7頁。

¹⁹ 「荒木陸相が大島救済の為熱弁」同1933年新年号、44頁。

²⁰ 「産業振興に対する卑見」同1933年3月号、3～5頁。

或は労働率の高い朝鮮人と競争して果して勝つ見込みがあらうか、労働に依っての送金は二三年は郷土を潤ほす事もあらうが過度の労働に身体を損じ帰島する者も少なくないと聞いてゐる。此等の人々の郷土への土産は、病弱と都人士の悪い方面の感化を受け、其結果は本人のみならず、郷土に相当の害毒を流し、且は父祖伝来の田畑は荒廢に帰するのである。²¹

下村は、このように若年層の流出による農村の疲弊と都市からの帰還がもたらす「害毒」を嘆いたうえで、「大島振興に緊急なる根本問題は、産業発展の根底に基づく所の自給自足」であると説き、奄美大島の国防上の重要性が認識されるに伴って「其振興発展に留意されるに至った」ことを歓迎する²²。

そして奄美の「自給自足」を唱える論理は、8月号に掲載された「行幸記念日を迎へ奉りて」（8月7日の古仁屋一新会総会における講演）においてより明確に打ち出されている。そこで下村は、国際連盟脱退後の「太平洋問題」において奄美大島の戦略的重要性が高まることを指摘したうえで、その要塞防禦について次のように述べている。

奄美大島の国防上の価値を検討するなれば、直接軍事上のことは、これを避くるも本島の性質上遠く本土より離れたる太平洋上の離島であり一朝有事の場合に於ては本土との交通連絡は充分に期待し難きは首肯し得らるゝ所であり、従て経済的に文化的に思想的に所謂自給自足を要するものである。其統制は本島内に於て独立して行はれることは必然的であると信ずる。蓋し一朝外敵の侵略するものあらんか、全島は挙つて此強敵を撃退しなければならぬ。（中略）荒木大臣曰く帝国の国防は先づ離島即ち国防の尖端を鋭鋌ならしむるに在りと、要塞防禦教令に曰く離島の要塞は孤立無援實に地帯内住民の趣向は其要塞の運命を左右すと。²³

下村が説く「自給自足」は産業面の問題にとどまるものではなく、「孤立無援」の離島要塞の防禦にとって「地帯内住民の趣向」がきわめて重要な要素となるがゆえに、住民の「思想的」な問題をも含むものであった。

そして下村がこの演説を行つてから二週間余りが経過した8月25日には、「奄美国防研究会」を名乗る新聞記者・名瀬町会議員らの呼びかけで、大島高等女学校の廢校を求める最初の「町民大会」が開催された。その宣言決議は、「国家非常時ニ直面シテ公教立大島高女女学校ノ教育方針ハ我カ国体ニ反シ皇道日本精神ト相容レサル」ものであり同校の「存在価値」を認めないとして、「即時撤廢ヲ当局ニ迫リ其ノ目的ヲ達成」することを掲げ

²¹ 「奄美大島の産業開発に対する所見」 同 1933年4月号、10頁。

²² 同 12頁。

²³ 「行幸記念日を迎へ奉りて」 同 1933年9月号、7頁。

た²⁴。そして翌月の名瀬町会では、町の権限外だとして対応に消極的だった町長を突き上げることになった²⁵。

この時期に作成された「町会に対する質問書」は、廃校を求める理由として同校および関係する宣教師の疑惑を列挙するとともに、「国家が大島更新の為に多大なる国費を支出し我が大島を救済せんとするにある。之に国民的良心をもって答ふるは大島郡民の一大義務であり責任である」と述べながら²⁶、議員たちに向けて次のように訴えている。

大島郡民は常に「大島は国防の第一線に在り」と叫んで之を理由として教育産業凡てに政府に助成を嘆願し現に多額の国費を貰って築港以下他の匡救事業や産業助成事業を計管し郡民は多大なる恩恵に浴しているが一面町民は口には国防第一線を唱へ乍ら国防の根本要素をなす日本精神を真に自覚しているか町民を代表する賢明なる町会議員諸君！²⁷

前年に活発化した軍部への請願行動は、大島郡振興計画の実施という新たな目標も加わって、34年度予算の獲得に向けて再開されていた。8月20日付で作成された名瀬町長ら「上京委員」からの報告によると、陸軍大臣官邸に荒木陸相を訪問して「振興計画実現の為に一層の御力添へを頼願」したところ、「振興計画に関しては昨日防備課長より諸君の説明ありたりとの報告ありて大要承知せり大島は特殊の場所なれば此の計画も何とか物になる筈なり」との返答があり、海軍省の軍務局では「大島の為には助言を吝まざる旨」の回答を受けていた²⁸。大島高等女学校廃校運動が激化したのは、このような軍部に対する請願行動の直後であった。

名瀬町会は9月16日に賛成多数で同校の認可取消処分を求める意見書を可決し、25日には大島郡町村会が同趣旨の陳情書を作成した。そこでは、処分を求める理由が次のように述べられている。

今や国家ノ非常時ニ際シ国民ノ一致結束ヲ要スル事緊切ナルモノアルノ秋ニ方リ地理上国防ノ第一線ニ位スト雖モ疲弊困憊セル大島郡トシテハ郡民ノ精神的融和結束ヲ図リ自奮自励其ノ窮乏ヲ克服シ自力更生以テ国防上第一線ノ民タル責務ヲ尽サムトスルニ拘ラス常ニ郡民一致ノ精神的結合ニ暗影ヲ投シ本郡内ニ患害ヲ与フルカ如キ大島高等女学

²⁴ 平山前掲「資料・解題 大島高等女学校の廃校問題に関する文部省資料」30頁。

²⁵ 「一九五〇年三月十五日 旧奄美高等女学校調査報告書（本文編）」『南日本文化研究所叢書13 鹿児島県立図書館奄美分館所蔵 旧奄美高等女学校調査報告書—大島高等女学校の設立と廃校について—』（鹿児島短期大学付属南日本文化研究所、1988年）18頁。

²⁶ 「旧奄美高等女学校調査報告書（資料編）」同書110頁。

²⁷ 同111～112頁。

²⁸ 「振興計画第二情報」『奄美』1933年9月号、8頁。

校ノ存在ハ百害アツテ一利ナシ²⁹

ここにおいて、「窮乏ヲ克服シ自力更生」を図ることと「国防上第一線ノ民タル責務ヲ尽サムトスル」ことは重なり合っているであり、その実行に向けて「郡民一致ノ精神的結合」を強烈に志向する心性が、大島高等女学校廃校運動には流れ込んでいた。

そしてその「精神的結合」は、言うまでもなく軍部と歩調を合わせて実現すべきものであった。廃校運動を主導する『大島新聞』で主筆をつとめていた新天嶺は、後年の記述において、軍人と新聞人が「強烈な排撃運動を企て居るに刺戟」された名瀬町会が廃校運動を展開したと記している³⁰。そして名瀬町会による意見書の可決後、鹿児島県学務課は名瀬町長らの請願を取り合おうとしなかったが、熊本の第六師団長からは「鹿児島県知事に対しては、自分がよく話をつけて置く」との回答があり、さらに上京した一行と面会した陸軍大臣は、「来年三月の学年中には、必ず諸君の目的を遂げしめるやう取計らう」と語ったという³¹。その後の軍部の動きは不明だが、奄美大島での学校運営に見切りをつけたカトリック鹿児島教区長が11月に廃校願を提出したことを受けて、翌34年3月末で同校は廃校となった。

他方で振興計画をめぐるのは、内務省が設置した奄美大島振興計画調査会によって33年12月に「適切なる計画」と認められた後も予算獲得は難航し、大蔵省から「十年度には必ず優先的に多少なりとも認めるとの言質」を得たものの、「金額の多寡は今後の運動如何による」という見通しであった³²。そのような状況を打開すべく、請願運動を先導していた金井議員は、34年2月の衆院本会議で次のように訴えている。

沖縄県及び大島郡ハ、遠隔ノ離島デ、地理的不便ノ関係上、天恵ヲ受クルコト甚ダ薄イノデアリマスルノニ拘ラズ、各般ノ行政施設トシテハ見ルベキモノガナイ、且ツ公民教育、衛生ノ諸設備等ガ不備デアリマスル為ニ、地方住民ノ生活ハ益々窮乏ニ陥リマシテ、今ヤ同地方住民ハ、自カヲ以テシテハ立ち難キ状態ニ置カレ、洵ニ人道上、国策上、看過スルコトノ出来ナイ事態ニ直面致シテ居ルノデアリマス（拍手）殊ニ我が大島郡ハ、国防上最モ枢要ナル地位ニ置カレテ居ルノデアリマシテ、若シ一旦緩急アル場合ニ於テハ、吾々地方民ハ奮然ト立ッテ国難ニ当ルベク平素ヨリ十分ノ準備ト覚悟ヲ致シテ居ルノデアリマスケレドモ、右ノ如ク殆ド郡内ニ於テ居住スルコトガ出来ズ、他地方へ出稼ヲ余儀ナクセ

²⁹ 平山前掲「資料・解題 大島高等女学校の廃校問題に関する文部省資料」31頁。

³⁰ 『名瀬町史』（1943年）109頁。当時の文部省学務局長は、公式調査とは別ルートから情報収集を依頼し、「大島高等女学校ニ関スル調査（極秘）」が作成された。そこでは現地での調査に基づく所見として、「本問題生起ノ原因ハ単ニ教育問題ノミナラズ複雑ナル原因混同シ軍部方面ノ強キ後援アルモノノ如シ」、「非難ノ事項ハ推測ニ出デ確証ハナキ様子ナルモ軍部トシテハ国防第一線タル大島ニカトリックノ勢力アルコトガ邪魔ナリト云フコトガ多面ノ問題ノ真意ナラズヤト推知セラル」と報告されている（平山前掲「資料・解題 大島高等女学校の廃校問題に関する文部省資料」27～28頁）。

³¹ 同111～112頁。

³² 「将来は大蔵省に全力を集中せむ」『奄美』1934年4月号、30～32頁。

ラレルニ於キマシテハ、人心ニ及ボス影響亦少ナカラザルモノガアルノデアリマス、故ニ政府ニ於テモ十分ニ国家的施設ヲ施シテ、同地方住民ノ生活安定ヲ図ルコトハ、緊要中ノ緊要ダト考ヘルノデアリマス³³

振興計画による生活の安定が「国防上最モ枢要ナル地位」にある住民の「準備ト覚悟」を獲得することにつながるという主張は、「軍機保護上奄美大島住民指導要領」に掲げられていた「島内文化ノ向上」と、確かに重なり合っている。また「他地方へ出稼ヲ余儀ナクセラレル」ことが「人心」に悪影響を与えるという指摘は、労働力の流出が「疲弊」と「害毒」をもたらすという下村要塞司令官の言葉に重なってくるだろう。

4 警備演習と住民監視

1929年9月に名瀬町で行われた防空演習は、「奄美大島有史以来最初の記念すべき灯火管制」を伴うものであった³⁴。名瀬町では翌30年9月にも防空演習が実施され、同年10月と31年8月には古仁屋で海軍の演習が、さらに32年10月には古仁屋で防空演習が行われている³⁵。

先述の「軍機保護上奄美大島住民指導要領」（32年9月作成）では、「国防思想ノ普及徹底」のために、演習とともに「講話等」を行うことによって「住民ヲシテ漸次国家意識ヲ覚醒セシメ国防智識ヲ得セシムル」という方針が掲げられた。そして翌33年5月に奄美大島北部で設定された演習では、「宿舍は全部個人の家に依頼する」とされ、「今回は特に戦時気分訓練の為、郡民に新兵器の威力を示す必要もあり、催涙瓦斯等も使用して其威力を實際に示す」ことが計画された³⁶。実際に演習部隊は行軍経路の集落に「分宿」し、校庭で「機関銃、煙幕、催涙ガス等の実演」を住民に見学させた後に軍事講演を開催した³⁷。その一連の企画は、前年に作成された住民指導要領の趣旨に沿っているように見える。

さらに同年8月から大島高等女学校廃校運動が激化し、カトリック排撃の機運が高まるなかで実施された翌34年10月の演習は、指導要領に掲げられていた「国防思想ノ普及徹底」のみならず、宣教師と信者を標的とした「軍機保護」を前面に押し出すものとなった。事前に報じられた告知によると、それは「ワシントン条約破棄後に於ける大島の状況を予想し国際スパイ即ち国内の敵に備へる警戒と島民の国家観念を検討する」ことを目的とした「全国未だ曾て実施を見ざる戒厳令下に於ける臨時警備の演習」であり、「各団体を総動員

³³ 「官報号外 昭和九年二月九日 第六十五回帝国議会衆議院議事速記録第十一号」224頁。

³⁴ 「郷土近事」『奄美』1929年9月号、24～25頁。航空機に対する日本初の防空演習は前年7月に大阪で実施されており、鹿児島県内ではこれが初の防空演習であった（宮下正昭『聖堂の日の丸』南方新社、1999年、116頁）。

³⁵ 『鹿児島新聞』1930年9月24日、10月21日、31年8月4日、32年10月4日。

³⁶ 「郷土新聞」『奄美』1933年4月号、36頁。

³⁷ 『鹿児島新聞』1933年5月9日、5月12日。近代日本の陸軍の軍事演習は、演習参観や部隊接待を通して「軍隊の実像と存在意義をアピールする住民教化の場」でもあった（中野良「軍事演習の政治的側面」『日本歴史』第706号、2007年）。

し防護団警備を編成し各要所へに審問所を設け仮装スパイの捜査拿捕」などを行うものであった³⁸。そして10月2日、奄美要塞司令官による次のような告示によって、名瀬町と周辺地域での演習が開始された。

奄美大島に戒嚴を布告せられ不肖戒嚴令官に任命せらる爾今戒嚴地、行政並に司法事務を干涉す(中略)一般民衆は、宜しく流言蜚語に惑はされる事なく輕挙妄動を慎み軍機の保護に任じ軍民一体次いて我が大島の警備を完ふすべし、諸規定を遵守せず反国家的行動を敢へてするものあらば軍刑法に照し嚴に処断す右告示す³⁹

この告示は大島支庁・大島区裁判所・憲兵の各分駐所・町村長・警察署・郵便局などに通達されるとともに町内要所に貼り出され、「役場付近において怪しきピラを撒いて逃走したものを」追跡して逮捕したり、町内旅館の一斉搜索によって検束した「怪人物」を取り調べ「スパイと認定して総監部に連行」するといった演習が展開された⁴⁰。そして2日後の10月4日には、カトリック教徒が多く住む龍郷・笠利の両村で「演習戒嚴令」が布告され、「進路の角村の入口には抜劍の警備隊が立ち通行者を片ッ端から検問」した⁴¹。

この演習を指揮した奄美要塞司令官の笠藏次(同年8月赴任)が翌35年1月に作成した報告書は、演習の意図について、「特ニ間諜防遏ニ就テハ外人及平時ヨリ之ニ接近セル者ニ対スル警戒監視且ツ非国家思想ヲ抱懷スル者ノ為スナラント思惟スル惡辣ナル行動ヲ設想シ之ニ対スル処置ヲ研究セリ」と説明している⁴²。そして報告書は、この演習が「老若男女ヲ問ハス一般島民ノ国防意識ヲ喚起」するとともに、「合囲地境戒嚴令下」では「島民ノ非違ハ至嚴ナル合囲地軍法會議ニ附議」されることを知らしめたことによって「一般島民ハ絶大ナル緊張ノ裡ニ演習ヲ終始スル等効果偉大ナリキ」と自画自賛している⁴³。

さらにこの演習の直後、笠司令官らは「警備演習ノ効果ヲ実視シ且ツ尚効果補強ノ目的」で、10月中旬から11月上旬にかけて28回の「巡回講演」を大島北部地域で行い、下記のように説明したことが報告されている⁴⁴。

³⁸ 同1934年9月9日。

³⁹ 同10月3日。

⁴⁰ 同10月4日。

⁴¹ 同10月8日。

⁴² 「奄美大島ニ於ケル『カトリック』教徒啓導ニ関スル経緯」(「本邦ニ於ケル宗教及布教関係雑件／奄美大島ニ於ケルカトリック教圧迫問題 分割2」JACAR ref. B04012532800 所収)。

⁴³ 同前。近代日本の戒嚴は、臨戦地境戒嚴と合囲地境戒嚴(この二つを真正戒嚴と総称)および行政戒嚴に大別される。合囲地境とは「敵の合囲若くは攻撃其他の事変」のある「警戒す可き地方を区画」したもので、臨戦地境よりも警戒の程度が高く、「地方行政事務及び司法事務は其地の司令官に管掌」され、裁判もそこに含まれる(北博昭『戒嚴 その歴史とシステム』朝日新聞出版、2010年、34～35頁)。臨戦地境戒嚴は日清戦争時と日露戦争時に布かれたが、合囲地境戒嚴が布かれた事例はなく、1931年に天津租界で支那駐屯軍が臨時に宣告した合囲地境戒嚴は陸軍中央部によって無効とされた(同書161～165頁)。

⁴⁴ 同前。

- 一、予想セラルゝ太平洋作戦ノ具体的例示
- 二、延テハ奄美大島ノ重要性ヲ具体的ニ説明
- 三、予想敵ハ平時ヨリ間諜網ヲ組織配置スヘキコト
- 四、大島に於ケル間諜等ノ行動ヲ設想シ具体的ニ解説ス
- 五、附言トシテ「カ」教外人宣教師及一部信者ノ国防脅威的行動ヲ述フ
- 六、次テ戦時大島島内ノ防衛（原則説明）
- 七、合囲地境戒厳令下ノ警備方法
- 八、合囲地軍法会議ノ峻厳
- 九、諸注意
 - イ、平時ヨリ疑ヲ受ケ戦時密告セラルゝ勿レ
 - ロ、僅カノ金銭ニ恩ヲ著テ戦時国ヲ売ル勿レ
 - ハ、平時ヨリ部落内相対抗シ相憎メハ有事ノ日暴動ヲ誘発シ易ク為ニ軍部ヨリ至厳ナル監視ヲ受クルナラン
 - ニ、如何ナルコトアリトモ日本国民タルヲ忘ルゝ勿レ

ここでは「合囲地境戒厳令下」での監視・処罰をめぐる警告とともに、「平時」における言動が「密告」や「至厳ナル監視」をもたらす可能性が示唆されている。そこにおいて住民は、警戒心をもって「間諜」を発見する役割を担うと同時に、かれら自身が軍の監視下に置かれ、軍法会議によって「峻厳」な処罰を受けるかもしれない存在なのである。

この「巡回講演」と同時期に、三方村の大熊集落で発生した出来事をカトリック信者が書き送ったとされる記録がある。それによると、突然訪れた笠司令官らが区民を集合させて国防講話を行った後、講演に立った区長が「カトリック信者が大熊ニ居ルバカリニ従来村ノ平和ガ乱レテ居ルカラ非常時ノ今日何卒是非背教スル事ヲ司令官、角和少佐殿ノ前ニテ誓ヘ然ラザレバ殺スゾ」と迫り、「司令官等ハ、村ノ人々ノ自発的ニ為シタルヲ只見物的ニ立チ会ツタ位ノ態度」で観察していたという⁴⁵。それは、上記の巡回講演における「部落内相対抗シ相憎メハ有事ノ日暴動ヲ誘発シ易ク為ニ軍部ヨリ至厳ナル監視ヲ受クルナラン」という警告の下で、住民自らが集落の「平和」を確立する姿を軍に示そうとする行為であったように見える。

このときのカトリック信者からの報告によると、笠司令官は、「カトリック征伐」は天皇の「内命（勅令）」であるから「徹底的ニ断行」するとか、「内務省、外務省ガ如何ニアラウトモ憲法ガ如何ニアツテモ軍部ノ方デハ、此ノ際徹底的ニカトリック撲滅ニ努力スル決心」であって「裁判モ警察モ我々ノ意中ト同方向」であるなどと語り、さらには「五・一五事件ノ如キハ、何度デモ起ルマタ何度デモ起シテ見セル」と威嚇する場面もあった⁴⁶。このよう

⁴⁵ 「奄美大島ニ於ケルカトリック教圧迫問題」（「本邦ニ於ケル宗教及布教関係雑件／奄美大島ニ於ケルカトリック教圧迫問題 分割1」 JACAR ref. B04012532700 所収）。

⁴⁶ 同前。

な発言は司令官作成の報告書には記録されていないが、憲兵分駐所からの報告によると、同年12月に名瀬の検事が「最近五、一五事件ヲ認容スルカ如キ講演ヲシテ一般ノ歎心ヲ買ヒ拍手歡迎ヲ受ケツツアル軍人」などと司令官らを「諷刺」したうえで、「理解ナキ無智ナ島民間ニハ平時ニ於テモ尚判検事及警察其他アラユル機関カ軍ノ指揮命令下ニ行動スルカ如ク曲解」しており「現下平時状態ニ於テ戦時ヲ予想シタル戒厳令下ノ話ハ必要ナイト思フ」と語っていた⁴⁷。

ここで検事が懸念している「曲解」すなわち「アラユル機関カ軍ノ指揮命令下ニ行動スル」という認識は、まさに司令官らが望み、演習や講演によって意図的に作り出したものでもあるだろう。そのような認識下において、「平時」の秩序意識は「合囲地境戒厳令下」の「指揮命令」に沿って組み替えられていくのであり、実際に戒厳が布かれるか否かにかかわらず、軍が「島民ノ非違」（先述の笠司令官の報告書）を監視・処罰するという意味での「戦時」は、すでに人びとに降りかかっているのである⁴⁸。

そして翌35年10月の「防空警備演習」は、前年と同じく「奄美大島要塞司令官は戒厳司令官として官民に対し告諭をなせし」という設定の下で実施され、「町民に反戦思想を説くもの」が逮捕されたり、「海岸繫留せる発動船米俵を積込み居る者あり警備隊で取調べた所右は某国の廻し者で町内の穀物を片っ端から買ひ占めて郡外へ持出し町民を食糧不足に陥らし騒がそうとの恐るべき計悪なりしを白状したので首領と見るべき者三名銃殺」、「空へ向って灯火合図せるものあり取押へ訊問せるところ敵国スパイから金を貰って、敵機に名瀬町の所在を信号してゐる無智な売国奴で軍法会議に廻して銃殺」、「元カトリック教会敷地内に十数名の不逞漢集合謀議を凝らし居るを発見（中略）之等は町内攪乱を策して居たことを自白したので首領三名を銃殺」といった筋書きで演習が展開された⁴⁹。それらはいずれも「合囲地軍法会議ノ峻厳」（前年の巡回講演の文言）を住民に見せつける設定であり、そこにおける監視のまなざしは「改宗せざる非国民」だけではなく、「某国の廻し者」や「無智な売国奴」と称される不特定多数の人びとにも向けられていくのである。

⁴⁷ 「秋名事件ニ対スル検察、警察当局ノ態度」（前掲「本邦ニ於ケル宗教及布教関係雑件／奄美大島ニ於ケル加特利教圧迫問題 分割1」所収）。

⁴⁸ そのころ笠利村を訪れた要塞司令部の角和大佐は、「改宗せざる非国民は銃殺にすることに決定した」、「改宗すれば銃殺されなくて済むのだ」などと語り、転宗しない信者は銃殺されるという噂が住民たちの間に流れていたという（前掲『聖堂の日の丸』220頁、237頁）。

⁴⁹ 『鹿児島新聞』1935年10月1日、10月2日。

おわりに

国家による救済策を求める奄美の訴えには、奄美要塞の存在がもたらす国防上の重要性を効果的に織り交ぜることによって自らの主張を補強しようという意図が込められていた。他方で日本軍の方針には、奄美が訴える救済策を後援することを通して軍機保護に向けた住民統制を強めようとする意図が込められていた。両者は目的を異にしながら、その手段において互いに連関しあう関係にあり、そのことが救済と軍機保護との交錯点を生み出すことになったのである。

ただしその交錯点は、両者の意図が継続的に調和する関係を生み出したわけではない。大島郡振興計画が実施に移された1935年、現地を視察した早川知事は次のように語っている。

産業上如何なる方面に力を入れて人口の抱擁を増大せしめるか、このため生計の手段如何については全く見込みはつかぬのじゃないかと思ふ、唯国防上の施設に依存して何か方法が講ぜられるならこれは別だが……（中略）黒糖の如きも、品種の改良、共同製糖をつくることでもう行止りではないだらうか。⁵⁰

軍部の後援を得ながら事業費の国庫補助を獲得できたとしても、競争力に乏しい砂糖生産の拡充は「もう行止まり」であり、その先に「生計の手段」を確立する見通しは立たない。その観点からすると、振興計画は開始の時点ですで行詰っているのであり、それを根本的に打開する可能性は、「国防上の施設」の大規模な構築でもないかぎり見出せないことになる。

そしてその「国防」が意味するところは、軍事的拠点として奄美が本格的に押し出されていく事態なのであり、そこには肥大化する軍事的な要請が救済を葬り去っていく可能性がすでに織り込まれている。そしてそれは、奄美の救済策のみにかかわる問題ではない。翌36年の雑誌『奄美』は、次のような谷第六師団長の言葉を伝えている。

沖縄と奄美はわが国防上重要性のあるところで、明年一月からは太平洋の防備制限が撤廃されるので一層重要性が加へられることになる（中略）島民が自覚して邪教を排撃し国防団体を組織したり、産業全般の活躍を期しつつあることは広義国防の点から誠に喜ばしいことである、軍部としては地方産業開発の一助にもと四十五聯隊、熊本部隊ともこの地方の黒糖を購入してゐる、一般工業会社などでも黒糖を大いに使って貰ひたい。⁵¹

このとき第六師団は、奄美に続いて種子島・屋久島そして沖縄で、類似のカトリック排撃運動を引き起こしていた⁵²。その一方で「地方産業開発」の後援者として黒糖の購入を呼びかける師団長の言葉は、間違いなく一連の島々での軍機保護を見すえている。

⁵⁰ 同1935年7月18日。

⁵¹ 「郷土新聞」『奄美』1936年6月号、21頁。

⁵² 前掲『聖堂の日の丸』298～306頁。

その視線を物語る文言が、沖縄聯隊区司令官から陸軍次官に宛てた「沖縄防備対策」（34年1月作成）の中にある。そこにおいて住民は、「蘇鉄地獄ヲ唱ヘテ他ノ援助ヲ叫ヒナカラ真劍ニ苦困ヲ突破スヘキ意気」を持たず、振興計画の国庫補助が削減されると「沖縄ハ自立出来サルカ如キ悲鳴ヲ挙ケ甚タシキハ之ヲ以テ悪政呼ハリ」する人びととみなされている⁵³。そのような地方においては「人心ノ向背一ニ補助ノ多寡ニヨリ定マル」のであり、そうであるがゆえに「一朝不利ナル情況ノ下ニ一時的ニモセヨ統治ノ手ヲ脱センカ如何ナル結果トナルヤハ殆ント想像外ナルヘシ」という危機感が表明される⁵⁴。その視線の下では、「困苦」を抱えて国家に救済を求める人びとは、「補助ノ多寡」次第で国家に背を向ける可能性を秘めた、軍機保護を脅かす危険な存在となる。しかし有事における島々の「守備」を軍隊のみで担うことはできず、「地方民ノ力ニ俟タサルヘカラサル」状態であるがゆえに、「事変ニ際シテハ直チニ聯隊区司令官ヲ戒厳司令官トシテ直チニ全県下ニ戒厳ヲ令スルヲ最モ必要」とすることになる⁵⁵。

1930年代前半の奄美においては、住民と軍隊それぞれにとっての必要性ゆえに、救済と軍機保護の交錯点が形成された。そして救済を求める者は、有事の兆候とともに軍機保護を脅かすかもしれない存在とみなされ、それゆえに軍隊による監視・統制・処罰の標的となっていく。救済と軍機保護の交錯点にはそのような予兆がまわりついていたのであり、そこから延びる糸は、1945年の沖縄における戦場へつながっているであろう⁵⁶。

⁵³ 「沖縄防備対策 沖縄聯隊区司令官石井虎雄（一九三四・一）」藤原彰・功刀俊洋編『資料日本現代史 8』（大月書店、1983年）250頁。

⁵⁴ 同前。

⁵⁵ 同 252頁、267頁。

⁵⁶ 我部政男「沖縄戦争時期のスパイ（防諜・間諜）議論と軍機保護法」『沖縄文化研究』42号（2015年）および「軍機保護法とスパイ（防諜・間諜）論議」『山梨学院大学法学論集』第75号（2017年）は、軍機保護の歴史的展開から沖縄戦を論じる視点を提示している。